本冊

資料２－２

# 富士山包括的保存管理計画の改正点

＜第１章　包括的保存管理計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造等＞

※一部修正文案については、今後も継続して検討

<table>
<tr><th>目次</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>改正点</th></tr>
<tr><td>2. 計画策定・改定の経緯<br>(2) 改定の経緯<br><br>【参照　p. 2】</td><td>（前略）<br>また、「第９章　行動計画の策定・実施」に示した事業の進捗状況等を踏まえ、2020 年（令和２年）８月に計画の改定を行った（2020 年（令和２年）版）。さらに、2021 年（令和３年）4 月に運用を開始した「世界遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル」（以下「遺産影響評価マニュアル」という。）による遺産影響評価の実施手法等を追加するための改定を行った。<br>以下、本書では特に理由がない限り、改定後の計画を「計画」と呼ぶこととする。</td><td>（前略）<br>また、「第９章　行動計画の策定・実施」に示した事業の進捗状況等を踏まえ、2020 年（令和２年）８月に計画の改定を行った（2020 年（令和２年）版）。さらに、2021 年（令和３年）4 月に運用を開始した「世界遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル」（以下「遺産影響評価マニュアル」という。）による遺産影響評価の実施手法等を追加するための改定を行い、2025 年（令和７年）●月に再び事業の進捗状況を踏まえた改定を行った。<br>以下、本書では特に理由がない限り、改定後の計画を「計画」と呼ぶこととする。</td><td>行動計画における実施期間の長期サイクルの経過に伴う改定の経緯を追加</td></tr>
<tr><td>4. 個々の行政計画等との連携<br>【参照　p. 5】</td><td>表１　文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律に関連する計画
<table>
<tr><th>計画名称</th><th>策定主体</th><th>策定年等</th></tr>
<tr><td>①文化財保護法関係</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>名勝三保松原保存管理計画</td><td>静岡市</td><td>2011（平成 23）年３月改定</td></tr>
<tr><td>②自然公園法関係</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>③国有林野の管理経営に関する法律関係</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>山梨東部森林計画区地域管理経営計画</td><td>林野庁</td><td>2019（平成 31）年３月策定</td></tr>
<tr><td>富士山森林計画区地域管理経営計画</td><td>林野庁</td><td>2016（平成 28）年３月策定</td></tr>
</table></td><td>表１　文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律に関連する計画
<table>
<tr><th>計画名称</th><th>策定主体</th><th>策定年等</th></tr>
<tr><td>①文化財保護法関係</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>名勝三保松原保存活用計画</td><td>静岡市</td><td>2025（令和７）年●月策定</td></tr>
<tr><td>②自然公園法関係</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>③国有林野の管理経営に関する法律関係</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>山梨東部森林計画区地域管理経営計画</td><td>林野庁</td><td>2024（令和６）年３月策定</td></tr>
<tr><td>富士山森林計画区地域管理経営計画</td><td>林野庁</td><td>2021（令和３）年３月策定</td></tr>
</table></td><td>名勝三保松原保存活用計画の策定、森林計画区地域管理経営計画改定を反映</td></tr>
<tr><td>5. 計画の実施<br>【参照　p. 5】</td><td>包括的保存管理計画は 2016 年（平成 28 年）１月に改定され、既に実施している本計画は、2020 年（令和２年）８月から実効している。</td><td>包括的保存管理計画は 2022 年（令和４年）３月に改定され、既に実施している本計画は、2025 年（令和７年）●月から実効している。</td><td>改定計画の実施時期の修正</td></tr>
</table>

＜第２章　顕著な普遍的価値の言明及び構成資産＞

<table>
<tr><th>目次</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>改正点</th></tr>
<tr><td>1. 顕著な普遍的価値の言明<br><br>【参照　p. 11】</td><td> 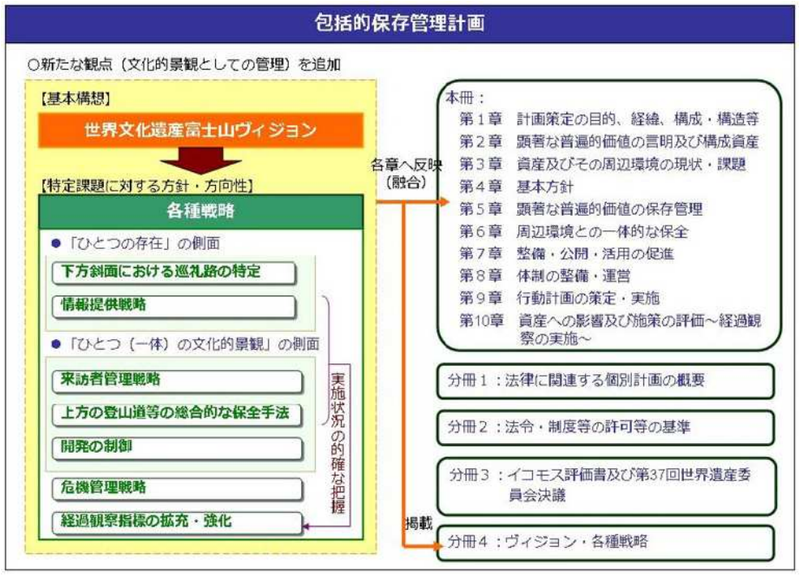

図４　本計画とヴィジョン・各種戦略の関係</td><td> 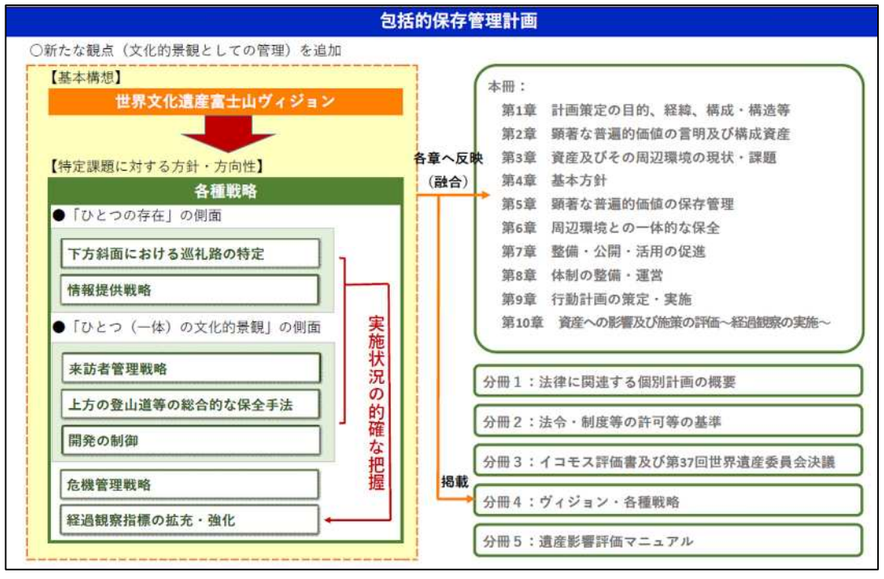

図４　本計画とヴィジョン・各種戦略の関係</td><td>2022 年（令和４年）改定時に追加した分冊５を反映</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2. 構成資産<br>(2)『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面に基づく構成資産の区分<br><br>【参照　p. 24】 | （脚注）<br>先達；富士講においては、御師が、先導者である道者に対して先達となる資格を与えた。御師は、夏季に富士講信者が登拝を行うのに当たり、宿泊・食事の準備をはじめ一切の世話を行うとともに、日常は富士山信仰の布教活動及び祈祷を行うことを生業とした。これに対し、先達は、登拝の際に富士講信者を山頂へと先導するほか、（後略） | （脚注）<br>先達；富士講においては、御師が、先導者である道者に対して先達となる資格を与えた。御師は、夏季に富士講信者が登拝を行うのに当たり、宿泊・食事の準備をはじめ一切の世話を行うとともに、日常は富士山信仰の布教活動及び祈祷を行うことを生業とした。これに対し、先達は、登拝の際に富士講信者を山頂へと先導するほか、（後略） | 字句修正 |
| 【参照　p. 36】 | （脚注）<br>富士山五合目：富士山の山麓から山頂に至る登山道を概ね標高に基づき10に分割した５番目の地点。五合目は、登山道ごとに異なるが、標高約2,400～2,500mの地点を指す。五合目は、特に天上と地上との境界に当たるとの理解に基づき、「天地之境（てんちのさかい）」と呼ばれてきた。 | （脚注）<br>富士山五合目：富士山の山麓から山頂に至る登山道を概ね標高に基づき10に分割した５番目の地点。五合目は、登山道ごとに異なるが、標高約2,400～2,500mの地点を指す。五合目は、特に天上と地上との境界に当たるとの理解に基づき、「天地之境（てんちのさかい）」と呼ばれてきた。 | 字句修正 |

## ＜第３章　資産及びその周辺環境の現状・課題＞

| 目次 | 改正前 | 改正後 | 改正点 |
|---|---|---|---|
| 1. 資産及び周辺環境に共通する現状・課題<br>(4) 来訪者及び観光<br><br>【参照　p. 75】 | ア. 登山者・来訪者<br>（前略）<br>登山者の安全に関しては、山梨県・静岡県、富士吉田市・富士宮市・御殿場市及び関係団体が、登山道沿いに「富士山総合指導センター(富士宮口登山道五合目)」、「富士山衛生センター（富士宮口登山道八合目)」、「マウントフジトレイルステーション（御殿場口新五合目)」、「富士山五合目総合管理センター（富士スバルライン五合目)」、「富士山安全指導センター（吉田口登山道六合目)」、「富士山七合目救護1 野焼き；毎年春に行われる草原を焼く作業。所（吉田口登山道七合目)」、「富士山八合目富士吉田救護所（吉田口登山道八合目)」などの案内所・救護所を設けている。また、富士宮口登山道及び吉田口登山道の沿道に存在するすべての山小屋には、自動体外式除細動器（AED）を設置しているほか、山小屋と救護所との間の連絡体制も整備するなど、救急救命の体制の充実化に努めているとともに、環境省が中心となり、国、山梨県・静岡県、関係市町村で構成する適正利用推進協議会を立ち上げ、利用者が安全に富士山の自然・文化を体験できるよう登山情報の事前提供又は注意喚起等の体制を構築している。<br>（後略） | ア. 登山者・来訪者<br>（前略）<br>登山者の安全に関しては、環境省、山梨県・静岡県、富士吉田市・富士宮市・御殿場市・小山町及び関係団体が、登山道沿いに「富士山総合指導センター(富士宮口登山道五合目)」、「富士山衛生センター（富士宮口登山道八合目)」、「マウントフジトレイルステーション（御殿場口新五合目)」、「富士山須走ロインフォメーションセンター（須走口五合目)」、「富士山五合目総合管理センター（富士スバルライン五合目)」、「富士山安全指導センター（吉田口登山道六合目)」、「富士山七合目救護1 野焼き；毎年春に行われる草原を焼く作業。所（吉田口登山道七合目)」、「富士山八合目富士吉田救護所（吉田口登山道八合目)」などの案内所・救護所を設けている。また、富士宮口登山道及び吉田口登山道の沿道に存在するすべての山小屋には、自動体外式除細動器（AED）を設置しているほか、山小屋と救護所との間の連絡体制も整備するなど、救急救命の体制の充実化に努めているとともに、環境省が中心となり、国、山梨県・静岡県、関係市町村で構成する適正利用推進協議会を立ち上げ、利用者が安全に富士山の自然・文化を体験できるよう登山情報の事前提供又は注意喚起等の体制を構築している。<br>（後略） | 2023年（令和５年）に完成した「富士山須走ロインフォメーションセンター」の情報を追加 |
| 【参照　p. 77】 | カ．富士山保全協力金（利用者負担制度）の整備<br>富士山の環境保全や登山者の安全対策を図るため、2013年（平成25年）夏に試験的に利用者負担制度を実施した。2014年（平成26年）夏から、富士山の環境保全、登山者の安全対策及び富士山の顕著な普遍的価値の情報提供に必要な事業を行うための資金として、五合目から山頂を目指す登山者に協力を求める「富士山保全協力金」として本格導入し、富士山の神聖性の維持を推進している。<br>2018年（平成30年）に、制度導入から5年が経過したため、これまでの状況を検証し、協力金の使途の拡充を行うとともに、対象者を登山者から「五合目より先に立ち入る来訪者」に拡大した。引き続き、利用者が公平に負担する仕組みなど、富士山の利用者負担制度のあり方について、有識者で構成された富士山利用者負担専門委員会等で検討を進めていく。 | カ．富士山保全協力金（利用者負担制度）の整備<br>富士山の環境保全や登山者の安全対策を図るため、2013年（平成25年）夏に試験的に利用者負担制度を実施した。2014年（平成26年）夏から、富士山の環境保全、登山者の安全対策及び富士山の顕著な普遍的価値の情報提供に必要な事業を行うための資金として、五合目から山頂を目指す登山者に協力を求める「富士山保全協力金」として本格導入し、富士山の神聖性の維持を推進してきた。<br>2018年（平成30年）に、制度導入から5年が経過したため、これまでの状況を検証し、協力金の使途の拡充を行うとともに、対象者を登山者から「五合目より先に立ち入る来訪者」に拡大した。引き続き、利用者が公平に負担する仕組みなど、富士山の利用者負担制度のあり方について、有識者で構成された富士山利用者負担専門委員会等で検討を進めてきたが、山梨・静岡両県において条例による使用料・手数料の徴収が開始されることに伴い、従来の「富士山保全協力金」は2025年（令和7年）から廃止されることとなった。 | 「富士山保全協力金」の廃止及び通行料・手数料の徴収開始を反映 |
| 【参照　p. 78】<br>【参照　p. 79】<br>【参照　p. 80】<br>【参照　p. 81】 | 表6、7、8、9<br><br>p. 15～16に記載のとおり | | 自動車通行台数・登山者数・来訪者数・マイカー規制期間の実績を修正 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2.『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」の現状・課題<br><br>【参照　p. 83】 | 構成資産　1. 富士山域<br>（前略）富士山域には、登山及び登山者に関係する施設として登山道及び山小屋のほか、山小屋及び環境配慮型トイレ等の維持、廃棄物の移送、及び傷病者・医師を救急搬送するためのブルドーザーの通行路が存在するが、それらの規模及び使用は必要最小限に留められるなど、環境への負荷の低減に努めている。 | 構成資産　1. 富士山域<br>（前略）富士山域には、登山及び登山者に関係する施設として登山道及び山小屋のほか、山小屋及び環境配慮型トイレ等の維持、廃棄物の移送、及び傷病者・医師を救急搬送するためのブルドーザーの通行路が存在するが、それらの規模及び使用は必要最小限に留められるなど、環境への負荷の低減に努めている。 | 字句修正 |
| 【参照　p. 84】 | 構成資産　1-5. 吉田口登山道<br>吉田口登山道においては、降水による浸食防止のため一部に修復された部分が見られるものの、道路管理者である山梨県がパトロールを通じて登山道の点検を行うとともに、現地材料等を活用して維持補修作業等を実施するなど、適切な維持管理を継続的に行っており、現時点における保存状況は良好である。登山道の起点には北口本宮冨士浅間神社が存在するほか、その周辺には御師住宅も存在し、登山道とともに、富士講の隆盛期における登拝の状況及び今なお継続する登拝の行為を伝えている。 | 構成資産　1-5. 吉田口登山道<br>吉田口登山道においては、降水による浸食防止のため一部に修復された部分が見られるものの、道路管理者である山梨県がパトロールを通じて登山道の点検を行うとともに、現地材料等を活用して維持補修作業等を実施するなど、適切な維持管理を継続的に行っており、現時点における保存状況は良好である。登山道の起点には北口本宮冨士浅間神社が存在するほか、その周辺には御師住宅も存在し、登山道とともに、富士講の隆盛期における登拝の状況及び今なお継続する登拝の行為を伝えている。<br>2023 年（令和５年）～2024 年（令和６年）、富士吉田市が、吉田口登山道を一体的に保護し、適切に整備活用していくために、保存と活用のための活動計画を策定し、吉田口登山道の保存・整備・活用を実施する予定である。 | 「富士山吉田口登山道における保存と活用のための活動計画」策定に伴う修正 |
| | 構成資産　1-6. 北口本宮冨士浅間神社<br>境内の地割を表す地形及び社殿・石碑等については、所有者が定期的に維持修理を行っているほか、特に社殿については、自動火災報知設備及び消火設備等も設置しており、現時点における保存状況は良好である。境内は特別名勝及び史跡に指定されているほか、本殿等の建造物は重要文化財に指定され、それぞれ保存管理計画が策定され適切に保存管理がなされているところであるが、2015 年（平成 27）、境内及び建造物を一体的に保護し、適切に整備活用していくため、境内全体の整備の方向性を示した整備構想を策定した。今後、整備構想に基づくより具体的な整備計画を策定し、境内の整備を実施する予定である。 | 構成資産　1-6. 北口本宮冨士浅間神社<br>境内の地割を表す地形及び社殿・石碑等については、所有者が定期的に維持修理を行っているほか、特に社殿については、2022 年（令和４年）～2024 年（令和６年）に、自動首振式放水銃・監視カメラ・炎検知器・熱感知器・炎感知器・易操作性消火栓などを整備しており、現時点における保存対策は良好である。境内は特別名勝及び史跡に指定されているほか、本殿等の建造物は重要文化財に指定され、それぞれ保存管理計画が策定され適切に保存管理がなされているところであるが、2015 年（平成 27 年）、境内及び建造物を一体的に保護し、適切に整備活用していくため、境内全体の整備の方向性を示した整備構想を策定した。今後、整備構想に基づくより具体的な整備計画を策定し、境内の整備を実施する予定である。 | 2022 年（令和４年）～2024 年（令和６年）の防災施設整備事業に伴う修正 |
| 【参照　p. 87】 | 構成資産 9.　御師住宅（旧外川家住宅）<br>（前述）日常的な点検により、き損箇所の早期発見及び修理に努めている。今後の修理においては、木造建造物の耐震診断を 2019 年（令和元年）から 2020 年（令和２年）の２ヶ年で実施し、2021 年（令和３年）以降に耐震設計及び耐震対策工事等の地震に対する対策を検討することとしている。2008 年（平成 20 年）４月から敷地及び建物内部を一般公開しており、来訪者が御師の活動について学ぶことができるよう、外川家協力会員が解説を行っている。 | 構成資産 9.　御師住宅（旧外川家住宅）<br>（前略）日常的な点検により、き損箇所の早期発見及び修理に努めている。木造建造物の耐震診断を 2019 年（令和元年）から 2020 年（令和２年）の２ヶ年で実施し、2022 年（令和４年）に基本設計、2023 年（令和５年）に実施設計をしている。2024（令和６年）～2025 年（令和７年）で耐震対策工事を実施している。2008 年（平成 20 年）４月から敷地及び建物内部を一般公開しており、来訪者が御師の活動について学ぶことができるよう、スタッフがガイドを行っている。 | 2024 年（令和６年）～2025 年（令和７年）の耐震対策工事に伴う修正 |
| 【参照　p. 89】 | 構成資産 25.　三保松原<br>三保松原は、白砂青松の良好な風致景観と一体となった富士山を展望できる景勝地であるとともに、富士山信仰の聖域の西端に位置する重要な霊地でもあり、絵画等に描かれ又は謡曲「羽衣」の舞台となるなど、広く知られてきた。<br>三保松原の白砂青松の景観を保存するため、（中略）対策を進めていくこととしている。<br>また、「羽衣の松」をはじめ、松原においては松枯れを防止するため、管理団体である静岡市がマツの樹幹への薬剤注入や松原全体への薬剤散布を行うほか、枯損したマツを速やかに伐倒・除去している。さらに、静岡市は、地元企業と協働して植林にも努めているほか、土壌改良による樹勢回復やマツの個体管理を行うなど総合的な松林保全対策を段階的に実施している。<br>御穂神社についても保存状況は良好である。境内には社殿をはじめ、クスノキ、サクラ等の保存樹木が存在し、所有者が建造物の維持補修及び樹木の枝打ち等の維持管理を定期的に行っている。また、海浜と御穂神社とを結ぶ約 500ｍの参道脇には「神の道」と呼ばれる松並木が形成されており、周囲の社叢とともに適切に管理されている。 | 構成資産 25.　三保松原<br>三保松原は、白砂青松の良好な風致景観と一体となった富士山を展望できる景勝地であり、絵画等に描かれ又は能「羽衣」の舞台となるなど、広く知られてきた。2019 年（平成 31 年）には静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」が開館し、曼荼羅図等を示しながら、三保松原が富士山信仰の聖域の西端に位置する重要な霊地であることを伝えている。<br>三保松原の白砂青松の景観を保存するため、（中略）対策を進めていくこととしている。<br>静岡市は、松原全域でのマツ材線虫病対策、市有地での危険木対策や樹勢回復、企業やボランティアと協働した除草・松葉かきにも努めているほか、育苗のための圃場を運営するなど松原保全事業を実施している。「羽衣の松」の直近に位置する売店については、所有者等の理解の下に、2021 年（令和３年）に撤去を完了させた。<br>御穂神社についても保存状況は良好である。境内には社殿のほかサクラ等の保存樹木が存在し、所有者が管理している。羽衣の松と神社とを結ぶ市道に連なる約 500ｍの松並木「神の道」は、静岡市が管理している。<br>2025 年（令和７年）●月、静岡市は、三保松原の持続可能な保全と活用に向けて、既存の複数の計画を一本化した「名勝三保松原保存活用計画」を策定した。 | 2019 年（平成 31 年）に開館した静岡市三保松原文化財センター「みほしるべ」に関する情報の追加、その他三保松原の保全に関する情報の更新 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3.『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」の現状・課題<br><br>【参照　p.90】<br><br><br><br>【参照　p.91】 | (2)三保松原<br>ｱ.展望地点<br>三保松原は、白砂青松の良好な風致景観と一体となった富士山を展望できる景勝地である。<br>（中略）<br>また、松原においてはマツノザイセンチュウによる松枯れに対応するため、虫害予防措置として、静岡市がマツの樹幹への薬剤注入を行うほか、松原全体への薬剤散布を実施している。さらに、静岡市は枯損したマツを速やかに伐倒・除去し、地元企業と協働して植林にも努めている。<br>静岡県は、世界文化遺産にふさわしい松林を保全し、未来に引き継ぐことを目的として、「三保松原の松林保全技術会議」を設置・開催し、松林を守り、育て、活かす仕組みづくり・人づくり、マツの生育環境の改善及びマツ材線虫病の早期微害化等の基本的な対策等の提言を受けたことから、静岡市と連携を図りながら、提言内容を確実に実行に移すこととしている。<br><br>ｲ.展望景観<br>（前略）したがって、これらの区域を資産の範囲から除外している。そのうち、海面については、干拓・埋立てなどの負の影響を与える開発が実質的に想定できないうえ、人口密集地を成す市街地の展望景観についても建築物及びその他の工作物の高さを規制することにより適切に制御している。<br>三保松原からの富士山域への展望景観については、文化財保護法及び自然公園法に基づき、負の影響を与える可能性のある開発を規制するとともに、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、国が国有林野として適切な管理経営を行うことにより、極めて良好な状態を保持している。<br>（後略） | (2)三保松原<br>ｱ.展望地点<br>三保松原は、白砂青松の良好な風致景観と一体となった富士山を展望できる景勝地である。2019年（平成31年）には静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」が開館し、悪天候時にもその風致景観を楽しめるようになった。<br>（中略）<br>松原については、静岡市が、松原全域でのマツ材線虫病対策、企業やボランティアと協働した除草・松葉かきに努めているほか、育苗のための圃場を運営するなど松原保全事業を実施している。<br>静岡県は、2014年（平成26年）の「三保松原の松林保全に向けた提言書」に基づき、静岡市と連携を図りながら、提言内容を確実に実行に移すこととしている。<br>2025年（令和7年）●月、静岡市は、三保松原の持続可能な保全と活用に向けて、既存の複数の計画を一本化した「名勝三保松原保存活用計画」を策定した。<br><br>ｲ.展望景観<br>（前略）したがって、市街地を資産の範囲から除外している。海面については、干拓・埋立てなどの負の影響を与える開発が実質的に想定できない。市街地の展望景観についても建築物及びその他の工作物の高さを規制することにより適切に制御している。<br>展望景観のうち富士山域の資産範囲については、文化財保護法及び自然公園法に基づき、負の影響を与える可能性のある開発を規制するとともに、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、国が国有林野として適切な管理経営を行うことにより、極めて良好な状態を保持している。<br>（後略） | 同上 |

＜第４章　基本方針＞

変更無し

＜第５章　顕著な普遍的価値の保存管理＞

| 目次 | 改正前 | 改正後 | 改正点 |
|---|---|---|---|
| 2.方法<br>(1)資産全体<br>ｴ.来訪者及び観光<br><br>【参照　p.98】 | 6)富士山保全協力金（利用者負担制度）<br>富士山の環境保全、登山者の安全対策及び富士山の顕著な普遍的価値の情報提供のために必要な事業を行うための資金として、五合目から先に立ち入る来訪者に協力を求める「富士山保全協力金」を継続して実施し、富士山の神聖性の維持を推進する。 | 6)富士山保全協力金（利用者負担制度）<br>富士山の環境保全、登山者の安全対策及び富士山の顕著な普遍的価値の情報提供のために必要な事業を行うための資金として、五合目から先に立ち入る来訪者に協力を求める「富士山保全協力金」を継続して実施してきたが、山梨・静岡両県において条例による使用料・手数料の徴収が開始されることに伴い、従来の「富士山保全協力金」は2025年（令和7年）から廃止されることとなった。以降は、各県で徴収する使用料・手数料をもとに、富士山の環境保全や神聖性の維持等を推進する。 | 「富士山保全協力金」の廃止及び通行料･手数料の徴収開始を反映 |
| (2)登拝・巡礼の場<br>ｳ.霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜<br><br>【参照　p101】 | **構成資産 25.　三保松原**<br>（前略）<br>羽衣の松をはじめとした松林については、マツ材線虫被害の予防措置として、マツの樹幹への薬剤注入のほか、松原全体への薬剤散布等を継続的に実施することとし、さらに、将来的には極力薬剤に頼らない松林の保全を目指し、マツの生育環境に適した環境づくり等の総合的な松林保全対策を実施することとしている。<br>（中略）<br>また、静岡市は、2014 年度（平成26 年度）に策定した「三保松原保全活用計画」に基づき、2019（平成31）年3 月に静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」を整備し、三保松原に関する価値の展示や観光情報の発信を行うとともに、松原保全の拠点として運営していく。 | **構成資産 25.　三保松原**<br>（前略）<br>羽衣の松をはじめとした松原については、マツ材線虫病対策、市有地での危険木対策や樹勢回復、企業やボランティアと協働した除草・松葉かきのほか、育苗圃場の運営など、最新の科学的・技術的知見を取り入れ順応的に松原保全事業を実施する。<br>（中略）<br>また、静岡市は、2025年（令和7年）●月に策定した「名勝三保松原保存活用計画」に基づき保全活用を推進し、静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」で、富士山と三保松原の価値や魅力、松原保全の大切さを発信するとともに、同センターを松原保全の拠点として運営していく。 | 2019年（平成31年）に開館した静岡市三保松原文化財センター「みほしるべ」に関する情報の追加､その他三保松原の保全に関する情報の更新 |

<table>
<tr>
<td>(3)展望地点・展望景観<br>イ.三保松原<br><br>【参照　p.102】</td>
<td>1)展望地点<br>（前略）<br>松林の保全については、松林を守り、育て、活かす仕組みづくり・人づくり、マツの生育環境の改善及びマツ材線虫病の早期微害化等の対策を実施するとともに、マツの生育を取り巻く様々な環境変化やマツの異常に対し、最新の科学的・技術的知見を取り入れた対策を実行し、評価、改善等につなげていく順応的管理を行う。<br>また、三保松原への主要アクセス道路である県道三保駒越線は、構成資産及び緩衝地帯の外側に存在しているが、沿道の電柱・電線が道路から富士山の眺望景観を阻害していることから、短期的には道路上空の横断架空線を撤去するとともに、中長期的には道路拡幅事業に併せた無電柱化を実施することとしている。</td>
<td>1)展望地点<br>（前略）<br>松原については、マツ材線虫病対策、市有地での危険木対策や樹勢回復、企業やボランティアと協働した除草・松葉かきのほか、育苗圃場の運営など、最新の科学的・技術的知見を取り入れ順応的に松原保全事業を実施する。<br><br>また、三保松原への主要アクセス道路である県道三保駒越線は、構成資産及び緩衝地帯の外側に存在しているが、沿道の電柱・電線が道路から富士山の眺望景観を阻害していることから、短期的には道路上空の横断架空線を撤去するとともに、中長期的には道路拡幅事業に併せた無電柱化を実施することとしている。<br>また、静岡市は、2025年（令和7年）●月に策定した「名勝三保松原保存活用計画」に基づき保全活用を推進し、静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」で、富士山と三保松原の価値や魅力、松原保全の大切さを発信するとともに、同センターを松原保全の拠点として運営していく。</td>
<td>同上</td>
</tr>
<tr>
<td>3.法令等による保存管理<br><br>【参照　p.106】</td>
<td>表 10　構成資産及び構成要素に適用される法令の概要
<table>
<tr><th>法令名</th><th>目的等</th><th>概要</th><th>対象となる資産</th></tr>
<tr><td>国有林野の管理経営に関する法律</td><td>国有林野の管理経営に関する計画を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。<br>『信仰の対象』の側面に基づく富士山域、山麓から山頂まで延びる登山道、『芸術の源泉』の側面に基づく富士山域への展望景観などは国有林野の範囲に含まれ、国有林野の管理経営に関する基本計画の下に適切な森林の管理経営を実施していることから、富士山の顕著な普遍的価値の保存管理を担保している。</td><td>国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画（「管理経営基本計画」）を定めている。<br>また、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営に関する計画（「地域管理経営計画」）を定めている。<br>当該構成資産に含まれる国有林野においては、山梨東部森林計画区地域管理経営計画及び富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、保護林、緑の回廊を設定し保全管理するとともに、人工林の適切な整備等の管理を行っている。<br>各計画において定める事項については表11 を、各計画の詳細については分冊１を参照されたい。</td><td>1 富士山域の一部<br>1-2 大宮･村山口登山道<br>（現在の富士宮口登山道）<br>1-3 須山口登山道<br>（現在の御殿場口登山道）<br>1-4 須走口登山道<br>1-5 吉田口登山道</td></tr>
</table></td>
<td>表 10　構成資産及び構成要素に適用される法令の概要
<table>
<tr><th>法令名</th><th>目的等</th><th>概要</th><th>対象となる資産</th></tr>
<tr><td>国有林野の管理経営に関する法律</td><td>国有林野の管理経営に関する基本的な事項を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。<br>『信仰の対象』の側面に基づく富士山域、山麓から山頂まで延びる登山道、『芸術の源泉』の側面に基づく富士山域への展望景観などは国有林野の範囲に含まれ、国有林野の管理経営に関する基本計画の下に適切な森林の管理経営を実施していることから、富士山の顕著な普遍的価値の保存管理を担保している。</td><td>国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画（「管理経営基本計画」）を定めている。<br>また、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営に関する基本的事項を明らかにした「地域管理経営計画」を定めている。<br>当該構成資産に含まれる国有林野においては、山梨東部森林計画区地域管理経営計画及び富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、保護林、緑の回廊を設定し保全管理するとともに、人工林の適切な整備等の管理を行っている。<br>各計画において定める事項については表11 を、各計画の詳細については分冊１を参照されたい。</td><td>1 富士山域の一部<br>1-2 大宮･村山口登山道<br>（現在の富士宮口登山道）<br>1-3 須山口登山道<br>（現在の御殿場口登山道）<br>1-4 須走口登山道<br>1-5 吉田口登山道</td></tr>
</table></td>
<td>文言の修正</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>目次</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>改正点</th></tr>
<tr>
<td>2. 方法<br>(1) 緩衝地帯<br>ｳ. 法令･制度等による保全<br><br>【参照　p. 114】</td>
<td>表 12　緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要
<table>
<tr><th>法令・制度等名称</th><th>目的等</th><th>概要</th></tr>
<tr><td>国有林野の管理経営に関する法律</td><td>国有林野の管理経営に関する計画を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。<br>『信仰の対象』の側面に基づく富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道などの周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山域への展望景観の周辺環境の一部を、国が国有林野として適切な管理経営を実施しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</td><td>国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画（「管理経営基本計画」）を定めている。<br>また、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営に関する計画（「地域管理経営計画」）を定めている。<br>当該緩衝地帯に含まれる国有林野においては、富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、保護林、緑の回廊を設定し保全管理するとともに、人工林の適切な整備等の管理を行っている。各計画において定める事項については表13 を、各計画の詳細については分冊１を参照されたい。</td></tr>
</table></td>
<td>表 12　緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要
<table>
<tr><th>法令・制度等名称</th><th>目的等</th><th>概要</th></tr>
<tr><td>国有林野の管理経営に関する法律</td><td>国有林野の管理経営に関する基本的な事項を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。<br>『信仰の対象』の側面に基づく富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道などの周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山域への展望景観の周辺環境の一部を、国が国有林野として適切な管理経営を実施しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</td><td>国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画（「管理経営基本計画」）を定めている。<br>また、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営に関する基本的事項を明らかにした「地域管理経営計画」を定めている。<br>当該緩衝地帯に含まれる国有林野においては、富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、保護林、緑の回廊を設定し保全管理するとともに、人工林の適切な整備等の管理を行っている。各計画において定める事項については表13 を、各計画の詳細については分冊１を参照されたい。</td></tr>
</table></td>
<td>文言の修正</td>
</tr>
<tr>
<td>【参照　p. 121】</td>
<td>表 13　緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要
<table>
<tr><th>法令・制度等名勝</th><th>制度名／対象区域名／文化財種類</th><th>許可等の所管</th><th>許可等を要する行為等</th><th>罰則規定</th></tr>
<tr><td>屋外広告物法（富士市屋外広告物条例）</td><td>富士市全域</td><td>富士市長の許可</td><td>条例で定める許可地域において屋外広告物を設置する場合には、許可が必要になる。</td><td>罰金</td></tr>
</table></td>
<td>表 13　緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要
<table>
<tr><th>法令・制度等名勝</th><th>制度名／対象区域名／文化財種類</th><th>許可等の所管</th><th>許可等を要する行為等</th><th>罰則規定</th></tr>
<tr><td>屋外広告物法（富士市屋外広告物条例）</td><td>富士市全域</td><td>富士市長の許可</td><td>条例で定める許可地域において屋外広告物を設置する場合には、許可が必要になる。</td><td>罰金</td></tr>
</table></td>
<td>字句修正</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>目次</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>改正点</th></tr>
<tr>
<td>2.方法<br>(2)富士山世界遺産センターの整備・活動<br>7.山梨県・静岡県の共通の趣旨・基本方針<br>2)各県の施設の特徴<br><br>【参照　p.190】</td>
<td>ｲ)静岡県<br>静岡県のセンターは、富士山を永く「守る」、富士山の価値を楽しく「伝える」、富士山を通じて幅広く「交わる」、富士山を深く「究める」の４つの基本コンセプトを設定し、構成資産所在市町、富士山周辺市町や山梨県等との連携のもと、富士山の保存管理、調査研究及び情報提供に関する事業を幅広く展開していく。<br>静岡県では、日本史、美術史、文学、火山学、世界遺産学の分野で研究員を採用し、研究員は、幅広い分野における調査研究を行うとともに、その研究成果を展示や講座などに活用していくなど、センターにおいて中核的な役割を担っている。<br>（後略）</td>
<td>ｲ)静岡県<br>静岡県のセンターは、富士山を永く「守る」、富士山の価値を楽しく「伝える」、富士山を通じて幅広く「交わる」、富士山を深く「究める」の４つの基本コンセプトを設定し、構成資産所在市町、富士山周辺市町や山梨県等との連携のもと、富士山の保存管理、調査研究及び情報提供に関する事業を幅広く展開していく。<br>静岡県では、日本史、美術史、文学、火山学、民俗学の分野で研究員を採用し、研究員は、幅広い分野における調査研究を行うとともに、その研究成果を展示や講座などに活用していくなど、センターにおいて中核的な役割を担っている。<br>（後略）</td>
<td>静岡県富士山世界遺産センターに関する情報の更新</td>
</tr>
<tr>
<td>(5)国内外からの観光客への対応<br><br>【参照　p.196】</td>
<td>表 17　資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する公開・活用施設一覧
<table>
<tr><th>ＮＯ</th><th>名称</th><th>所在地</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>11</td><td>裾野市立富士山資料館</td><td>裾野市</td><td>富士山の成り立ち・歴史・動植物、それにまつわる人々の生活など、富士山に関する資料を展示している。特に、須山浅間神社、須山口登山道の資産価値について情報提供を行っている。</td></tr>
</table></td>
<td>表 17　資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する公開・活用施設一覧
<table>
<tr><th>ＮＯ</th><th>名称</th><th>所在地</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>11</td><td>裾野市立富士山資料館</td><td>裾野市</td><td>富士山の成り立ち・歴史・動植物、それにまつわる人々の生活など、富士山に関する資料を展示している。特に、須山浅間神社、須山口登山道の資産価値について情報提供を行っている。<br>（令和４年度より休館中。年に数日特別開館等あり。）</td></tr>
</table></td>
<td>施設に関する情報の更新</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>目次</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>改正点</th></tr>
<tr>
<td>2. 方法<br><br>【参照　p. 200】</td>
<td>ｳ. 富士山世界文化遺産学術委員会<br>1) 目的・機能<br>協議会に対し、学術的・専門的な観点から、資産の保存管理及びその周辺環境の保全について助言を行う。<br>また、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿特定課題に対する詳細な検討を行うため＿＿＿＿＿、小委員会を設置することができる。</td>
<td>ｳ. 富士山世界文化遺産学術委員会<br>1) 目的・機能<br>協議会に対し、学術的・専門的な観点から、資産の保存管理及びその周辺環境の保全について助言を行う。<br>また、委員会が助言、報告を行う事項のうち遺産影響評価に関する事項について協議する場として、遺産影響評価部会を設置し、遺産影響評価を除いた特定課題に対する詳細な検討を行うための場として、小委員会を設置することができる。</td>
<td>遺産影響評価部会設置に伴う情報の追加</td>
</tr>
<tr>
<td>2. 方法<br>(3) 地域住民等との連携、住民参加の推進<br><br>【参照　p. 204】</td>
<td>表 19　地域住民等と行政との連携による事業（その２）
<table>
<tr><th>事業主体</th><th>名称</th><th>実施年度</th></tr>
<tr><td rowspan="11">ＮＰＯ法人<br>企業・団体等</td><td>富士山クラブ西臼塚ふれあいの森</td><td>2000 年～</td></tr>
<tr><td>ドングリの会森づくり活動</td><td>2001 年～</td></tr>
<tr><td>東富士湧水涵養の森づくり活動</td><td>2001 年～</td></tr>
<tr><td>富士山自然の森</td><td>1998 年～</td></tr>
<tr><td>富士山の森再生プロジェクト</td><td>2007 年～</td></tr>
<tr><td>富士山の森復元活動</td><td>2003 年～</td></tr>
<tr><td>ゼファーの森</td><td>2001 年～</td></tr>
<tr><td>ブナ林創造事業</td><td>2002 年～</td></tr>
<tr><td>富士山麓ブナ林創造事業</td><td>1994 年～</td></tr>
<tr><td>富士山の森づくり</td><td>2007 年～</td></tr>
<tr><td>県民森づくり大作戦</td><td>2000 年～</td></tr>
<tr><td>しずおか未来の森サポーター制度</td><td>2006 年～</td></tr>
</table></td>
<td>表 19　地域住民等と行政との連携による事業（その２）
<table>
<tr><th>事業主体</th><th>名称</th><th>実施年度</th></tr>
<tr><td rowspan="12">ＮＰＯ法人<br>企業・団体等</td><td>富士山クラブ西臼塚ふれあいの森</td><td>2000 年～</td></tr>
<tr><td>富士山どんぐりの森</td><td>2001 年～</td></tr>
<tr><td>東富士湧水涵養の森</td><td>2001 年～</td></tr>
<tr><td>富士山自然の森</td><td>1998 年～</td></tr>
<tr><td>富士山の森再生プロジェクト</td><td>2007 年～</td></tr>
<tr><td>富士山の森復元活動</td><td>2003 年～</td></tr>
<tr><td>ゼファーの森</td><td>2001 年～</td></tr>
<tr><td>ブナ林創造事業</td><td>2002 年～</td></tr>
<tr><td>富士山麓ブナ林創造事業</td><td>1994 年～</td></tr>
<tr><td>富士山の森づくり</td><td>2007 年～</td></tr>
<tr><td>県民森づくり大作戦</td><td>2000 年～</td></tr>
<tr><td>しずおか未来の森サポーター制度</td><td>2006 年～</td></tr>
<tr><td>ドングリの森</td><td>2006 年～</td></tr>
<tr><td>富士山まなぶの森</td><td>2016 年～</td></tr>
</table></td>
<td>事業の名称変更及び追加</td>
</tr>
</table>

| 改定箇所 | 改定前 | 改定理由等 | | 事業概要 |
|---|---|---|---|---|
| (1) 資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止 | ｱ. 開発・都市基盤施設の整備による影響への対応 | | | |
| | ｱ) 市町村景観計画の支援 | ｱ) 市町村景観計画の支援 | p. 207<br>富士宮市景観計画の改定を反映 | すべての関係市町村は、2014（平成 26）年までに景観行政団体へ移行済みである。また、2016（平成 28）年までにすべての関係市町村で景観計画を策定している。<br>山梨県・静岡県は、景観講習会の開催及びアドバイザーの派遣を実施するとともに、富士山地域景観協議会・三県（山梨県・静岡県・神奈川県）サミットにおける景観改善の取り組みや先行事例の紹介などを行うことにより、景観行政団体である市町村の景観計画の見直しを支援している。 |
| | ｳ) 大規模太陽光発電設備等への対応 | ｳ) 大規模太陽光発電設備等への対応 | p. 209<br>静岡市のガイドライン及び山梨県の条例を反映 | 静岡市では、2019（令和元）年 12 月に「静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン」を策定し、2020（令和２）年４月から運用開始している。<br>山梨県では、2021（令和 3）年 7 月に「山梨県太陽光発電施設の適切な設置及び維持管理に関する条例」を制定した。ガイドラインよりも踏み込み、関係法令を満たすことに加え、防災対策や環境・景観の配慮など万全の対策が講じられた施設に限り許可できることとしている。 |
| | ｴ) 富士山の眺望箇所及び構成資産周辺における修景整備 | ｴ) 富士山の眺望箇所及び構成資産周辺における修景整備 | p. 210<br>修景事業への補助終了に伴う内容の修正 | 山梨県は、2018（平成 30）年までに「景観保全型広告規制地区」を９地区指定するとともに、「屋外広告物ガイドライン」を策定し、富士山北麓地域の景観改善を促進している。静岡県は、静岡県屋外広告物条例施行規則を改正し、2013（平成 25）年 10 月から野立て案内図板の許可基準を強化するとともに、違反屋外広告物の是正を推進している。各市においては、独自の屋外広告物条例を制定して、周辺の景観に配慮した公共施設整備を進めている。 |
| | － | ｵ) 修景整備に対する助成事業 | p. 212　【新規】<br>忍野村の助成事業について記載 | 忍野村は、忍野八海及びその周辺の河川周辺を特に良好な景観の形成が必要とされる景観形成重点区域に指定している。当該区域内において、忍野村まちづくりプランで規定する住民主体の修景工事に対し助成を行うことで、景観形成を中心とした更なる魅力溢れる観光地を目指している。 |
| | ｵ) 富士山周辺地域の道路の無電柱化 | ｶ) 富士山周辺地域の道路の無電柱化 | p. 213<br>無電柱化の実施状況を反映、項ズレを修正 | 山梨県は山梨県無電柱化推進計画に基づき整備を行っており、2018（平成 30）年から 2023（令和５）年度までの６年間に 9.8km の整備を行った。<br>静岡県は、静岡県無電柱化推進計画に基づき、景観形成上重要な道路の無電柱化を推進しており、白糸ノ滝周辺地区など富士山周辺地域において 2023（令和５）年度までに 35km の無電柱化を行った。今後も富士山周辺地域の無電柱化に取り組んでいく。 |
| | ｶ) 遺産影響評価マニュアルの施行 | ｷ) 遺産影響評価マニュアルの施行 | p. 214<br>項ズレを修正 | 富士山世界文化遺産協議会は、2021（令和 3）年４月から、構成資産内又は緩衝地帯を含む周辺環境において計画されている開発行為・イベント等並びに土地利用に関する法令等・規制の変更が、世界遺産の OUV に与える影響を事前に予測・評価する制度を施行している。 |
| | ｲ. 自然環境の変化への対応 | | | |
| | ｳ) 生物多様性への対応 | | | |
| | ②野生生物による食害への対応 | ②野生生物による食害への対応 | p. 218<br>計画の策定や実施事業の状況を反映 | 生息頭数が著しく増加し、自然生態系に影響を与えているニホンジカへの対策として、ニホンジカの被害防止目的の捕獲や管理捕獲による個体数調整を進めているほか、立木等の周囲への柵の設置や補助事業による柵の設置支援等の被害防止対策を実施している。また、富士山周辺のニホンジカ生息密度調査等を実施し、個体数の把握に努めるとともに、ニホンジカが自然植生へ与える影響を評価するための調査を実施している。 |
| | ｳ. 自然災害への対応 | | | |
| | ｱ) 災害対策（全般） | | | |
| | ③外国人来訪者に対する安全確保 | ③外国人来訪者に対する安全確保 | p. 222<br>マニュアル等の運用状況を反映 | 山梨県は「外国人旅行者への災害時対応マニュアル」を作成し、８言語への多言語対応を進めた。また、外国人来訪者が災害情報を速やかに得られるよう災害情報を多言語に翻訳して支援する山梨県災害多言語支援センターの整備、支援情報を分かりやすく提供する災害時外国人支援情報コーディネーターの育成、外国人被災者が求める情報を速やかに伝える体制の構築を進めている。 |
| | ｲ) 噴火対策 | | | |
| | ①富士山火山防災対策に係る体制整備・計画策定 | ①富士山火山防災対策に係る体制整備・計画策定 | p. 223<br>ハザードマップや基本計画の改定を反映 | 山梨県・静岡県・神奈川県は、関係市町村、火山専門家、国、防災関係機関を加えた、「富士山火山防災対策協議会」を設立し、富士山火山防災対策を実施している。<br>協議会は、2020（令和 2）年度に、これまでに明らかになった科学的知見を踏まえ、ハザードマップの改定を行った。2022（令和 4）年度には、、旧計画である「富士山火山広域避難計画」を「富士山火山避難基本計画」と改称した上で、改定した。<br>また、2015（平成 27）年７月以降、富士山に噴火の危険性が高まったという想定のもと、山小屋組合等と連携し、登山者に対し情報を伝達する訓練を実施している。 |
| | ②富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の実施 | ②富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の実施 | p. 225<br>ハザードマップを踏まえた計画の見直しについて反映 | 国、山梨県及び静岡県は、2021（令和３）年３月のハザードマップ改定を踏まえ「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」（平成 30 年３月改定）の見直しを進めている。<br>噴火への対応は、平常時から計画的に資機材備蓄や砂防施設や監視カメラなどを整備する「基本対策」と、噴火時に迅速な対策を実施するための噴火状況把握などの被害軽減（減災）に取り組む「緊急対策」の２つを組み合わせ、2018（平成 30）年度から富士山全周において実施している。 |
| | ③火山噴火に係る登山者の安全対策 | ③火山噴火に係る登山者の安全対策 | p. 226<br>訓練や研修会の実施について反映 | 動火山対策特別措置法に基づき、山梨県、静岡県、神奈川県及び富士山周辺市町村が共同で、富士山火山防災対策協議会を設置し、３県合同の情報伝達訓練等の実施・検討を継続しておこなっている。また、富士山火山防災対策協議会山梨県コアグループ担当者会議においても、県内関係機関の火山防災担当者を対象に火山防災に関する知識の習得や火山防災対応能力の向上を図ることを目的とした研修会を実施している。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ④火山噴火に関する調査研究・研究成果に基づく情報発信 | ④火山噴火に関する調査研究・研究成果に基づく情報発信 | p. 227<br>災害対策等に係る各種手法の検討状況を反映 | 火山防災対策検討に最も重要な「噴火シナリオ」の精緻化を目的として、富士山の噴火履歴解明のため、トレンチ調査や噴出物の年代測定法の研究を実施している。<br>また、気象庁や研究所等の観測データを活用した火山活動の可視化手法や、富士山で起こりうる火山現象の数値計算を実施し、災害誘因の到達範囲を検討する。<br>調査研究の成果を基に、火山防災教育手法と効果的な仕組みを検討・構築・実施し、研究に当たっては大学等との連携を推進している。 |
| | | ｳ) 土砂災害・落石対策 | | | |
| | | ①砂防施設の整備 | ①砂防施設の整備 | p. 228<br>砂防堰等の整備状況を反映 | 土石流など山地に起因する土砂災害の防止を目的として、富士山の西斜面において崩落が継続している大沢崩れの渓流源頭部での渓床対策工や、危険箇所における砂防堰堤・沈砂地の整備を実施している。 |
| | | ｴ) 地震対策 | | | |
| | | ①静岡県地域防災計画の点検・修正 | ①静岡県地域防災計画の点検・修正 | p. 230<br>地域防災計画の見直し状況を反映 | 静岡県は、「富士山火山避難基本計画」の内容を踏まえ、2023(令和５)年度に県内関係市町が共通認識を持って市町避難計画を策定するために必要な項目を地域防災計画に記載した。適宜、計画の点検及び修正等を行うことで、、迅速な災害対応により火山現象に伴う被害の軽減を図る。 |
| | ｴ. 来訪者及び観光による影響への対応 | | | | |
| | ｱ) 富士山における来訪者管理 | | | | |
| | | ①「望ましい富士登山の在り方」の実現に向けて | ①「望ましい富士登山の在り方」の実現に向けて | p. 234<br>来訪者管理計画の指標･水準見直し状況を反映 | 富士山世界文化遺産協議会では、2015（平成 27）年から 2017（平成 29）年にかけて、上方の登山道の収容力を中心とした調査研究を実施した。この調査研究結果を踏まえ、2018（平成 30）年に「望ましい富士登山の在り方」として合計 11 項目の指標及びその目標水準が設定され、2024（令和６）年度には指標・水準の見直しが実施された。今後も評価・見直しを定期的に行い、来訪者管理の前進・改善を図る。 |
| | | ③富士山における適正な利用の推進 | ③富士山における適正な利用の推進 | p. 236<br>環境省による取組の反映 | 富士山における適正利用推進協議会では、標識類の統合整理、安全な登山のための普及啓発などに取り組んでおり、2024（令和６）年３月には、「富士登山オーバーツーリズム対策パッケージ」をとりまとめた。今後、同パッケージに基づき、来訪者管理戦略等との整合を図りながら、富士山における安全かつ快適な利用の推進及び自然環境・景観の保全のための普及啓発に関する取組を進める。 |
| | | ④富士山五合目アクセス交通のあり方検討 | ④富士山五合目アクセス交通のあり方検討 | p. 237<br>検討状況の反映 | 山梨県はスバルラインにおける交通システムのあり方を検討している。検討に当たっては、富士山の環境や景観の保全、来訪者管理、防災対策の強化等に資することを前提に、新しい交通システムの導入に向けて調査・研究を進めており、検討内容については、適切な時期にユネスコ世界遺産センターへ通知することとしている。 |
| | ｲ) 登山者・来訪者に対する安全対策 | | | | |
| | | ②落石対策 | ②落石対策 | p. 239<br>静岡県の落石防止策を反映 | 山梨県は、現地調査及び専門機関による落石発生のメカニズム究明に基づいた対応策を実施しており、自然現象に起因する落石については導流堤の整備等をし、登山道を外れた歩行者に起因する落石については、ロープ柵及び注意喚起看板を設置し、発生を防止している。<br>静岡県は、落石を発生させないための注意喚起をガイドブックや富士山関連のホームページに掲載するとともに、登山者が登山道を外れないよう、ロープ柵と注意喚起看板を設置し、落石発生を防止している。 |
| | | ⑥救護所の設置・運営 | ⑥救護所の設置・運営 | p. 243<br>救護所の開設期間を反映 | 夏季における富士登山者の医療救護を図るため、富士宮口八合目・吉田口五合目・七合目及び八合目に救護所を設置し、開山中の一部の期間、医師及び補助者が駐在し、登山者への医療救護活動を実施している。 |
| | ｳ) 混雑緩和のための対策 | | | | |
| | | ①マイカー規制の実施 | ①マイカー規制の実施 | p. 245<br>マイカー規制の実施状況について反映 | 富士山の来訪者に渋滞のない安全で快適な交通を確保するとともに、富士山の環境を保全するため、富士宮口、須走口及び吉田口において、夏の登山シーズン中にマイカー規制を実施している。 |
| | | ②山麓からの登山の推奨 | ②山麓からの登山の推奨 | p. 246<br>活動計画の策定等について反映 | 富士登山の歴史に対する理解と関心を高めるとともに、パンフレット等による情報提供を通じて、御師まち及び北口本宮冨士浅間神社と吉田口登山道をつなぐ「山麓からの登山」を推奨している。 |
| | | ③ぐるり・富士山風景街道 | ③富士山１周サイクリングルート（フジイチ） | p. 247<br>新規の事業を反映 | これまで実施していたぐるり・富士山風景街道の取組の一つであった富士山を周遊するサイクルツーリズムの推進に向け、令和５年８月山梨県・静岡県では「ぐるり富士山サイクルツーリズム推進協議会」を設立し、両県の地域資源を有機的に連携するサイクリングを活用した地域の魅力づくりに取り組んでいる。 |
| | | ④巡礼路を活用した周遊の推進 | ④巡礼路等を活用した周遊の推進 | p. 248<br>山麓周遊促進の実施を反映 | 富士山の顕著な普遍的価値である「信仰の対象」、「芸術の源泉」の２つの側面に対する理解を促進するため、複数のモデルコースの設定や構成資産を巡るツアー造成や、インターネットを通じた情報発信、海外旅行ガイドへの掲載の働きかけなど、幅広い理解促進を図るとともに、民間旅行会社によるツアー造成の定着を図っている。 |
| | ｴ) ごみ・廃棄物対策 | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ①富士山域における清掃活動 | ①富士山域における清掃活動 | p. 249<br>静岡県の取組状況を反映 | 富士山麓における不法投棄防止対策として、企業や団体と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結し、また、世界遺産区域内に不法投棄された産業廃棄物の撤去を行う非営利団体等に対し、撤去費用を助成している。静岡県では「富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議」を設置し、情報共有を行うとともに、積極的な啓発活動も実施している。また、不法投棄現場への可搬式監視カメラの設置や、森林パトロールサポートカー制度を導入し、の不法投棄の抑止も行っている。 |
| | ｶ)便益施設の整備 | | | | |
| | | ②御中道の標識整備・展望地の情報発信 | ②富士山周辺展望地の情報発信 | p. 252<br>環境省の取組状況を反映 | 環境省は、富岳テラス（田貫湖展望台）を整備し、また、2017（平成 29）年に選定した「富士山がある風景 100 選」について、広く一般への情報発信を進めている。 |
| | ｷ)国立公園の公園計画点検及び管理運営計画改定 | | | | |
| | | ①国立公園の公園計画点検及び管理運営計画改定 | ①国立公園の公園計画点検及び管理運営計画改定 | p. 253<br>公園計画の点検や管理運営計画の改定に向けた作業を反映 | 富士山を取り巻く自然的・社会的条件の変化を踏まえ、計画的に富士箱根伊豆国立公園富士山地域の公園計画の点検を行っている。また、山梨県・静岡県及び関係市町村等との合意形成を図りながら、富士箱根伊豆国立公園富士山地域の管理運営計画の改定に向けた検討を進めている。 |
| | ｸ)富士山保全協力金(利用者負担制度)の導入 | | | | |
| | | ①富士山保全協力金の実施 | ①富士山保全協力金の実施 | p. 254<br>富士山保全協力金の廃止について反映 | 富士山の環境保全や登山者の安全対策を図るため、2014（平成 26）年夏から、「富士山保全協力金」を導入し、富士山の神聖性の維持を推進していた。<br>その後も、利用者が公平に負担する仕組みなど、今後の富士山の利用者負担制度のあり方について富士山利用者負担専門委員会等で検討を進めてきたが、両県において条例による使用料・手数料の徴収が開始されることに伴い、従来の「富士山保全協力金」は 2025（令和７）年から廃止されることとなった。 |
| (2) 各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備 | ｲ.各実施事業の目的・概要 | | | | |
| | ｱ)構成資産・構成要素の保存管理(全般) | | | | |
| | | ③保存管理についての技術支援 | ③保存管理についての技術支援 | p. 256<br>静岡県の最新の文化財建造物監理士数を反映 | 山梨県は、文化財の高度な保存・管理技術を持つ専門職員及び技術者を配置し、保存管理、整備・公開・活用の諸事業に対して技術的な側面から適切な支援を行う。<br>静岡県は文化財建造物監理士を養成しており、2024（令和６）年９月現在 122 名が登録されている。今後も監理士の養成や、スキルアップを図っていく。 |
| | ｲ)富士山域 | | | | |
| | | ①吉田口登山道における景観配慮 | ①吉田口登山道における景観配慮 | p. 257<br>登山道の維持補修及び修景方法について反映 | 登山道浸食、自然植生荒廃の抑制及び登山利用者の安全性の確保の両面から、調和のとれた登山道補修工及び落石防護壁等の構造物を採用し、周辺景観に配慮した施工を行う。 |
| | | ③富士宮口五合目施設 | ③富士宮口五合目施設 | p. 258<br>富士宮口五合目施設の整備状況について反映 | 富士宮口五合目のレストハウスが焼失し、新たな来訪者施設が必要となったことから、整備予定地の旧レストハウス跡地における地質調査等の基礎調査、施設基本計画の策定及び設計等を実施し、早期整備を目指している。 |
| | | ④須走口五合目施設 | ④須走口五合目施設 | p. 259<br>須走口五合目施設の新設について反映 | 小山町及び関係機関による検討結果を受けて、2023（令和５）年７月に、環境省が安全登山を促す案内所機能、噴火や悪天候時の一時避難、バスチケット売場、臨時派出所等の役割をもつ富士山須走ロインフォメーションセンターを整備した。 |
| | | ⑥北口本宮冨士浅間神社の保存修理 | ⑥北口本宮冨士浅間神社の保存修理 | p. 261<br>修理工事の状況や計画を反映 | 北口本宮冨士浅間神社は、定期的に屋根葺替えや漆・彩色塗替え等の保存修理工事を行っている。2020（令和元）年から 2023（令和 4）年には、東宮本殿及び西宮本殿の保存修理工事を実施した。2022（令和 4）年～2024（令和 6）年に防災施設整備を実施した。今後、東宮本殿、西宮本殿及び本殿等重要文化財 11 棟の保存修理のための調査工事と保存修理工事を実施する計画である。 |
| | ｶ)富士五湖 | | ｶ)富士五湖 | p. 265<br>助成事業の状況を反映 | 行政機関と地域住民等は、明日の富士五湖創造会議を開催し、湖ごとに、世界遺産としてふさわしい利用方法や修景ルールの策定を進めている。<br>環境省は、本栖湖及び西湖の動力船の乗り入れを規制しており、精進湖では、地域住民等により、動力船の持ち込みを自主規制し、利用者の協力を呼びかけている。 |
| | ｷ)忍野八海 | | | | |
| | | ①忍野八海及び周辺地域の環境整備 | ①忍野八海及び周辺地域の環境整備 | p. 266<br>山梨県の助成終了を反映 | 電線類の地中化及び電柱の移設を実施し展望景観を保全するとともに、建築物及び河川防護柵等工作物の修景・河川沿いの植栽修景等を実施しており、忍野八海周辺の良好な景観づくりに努めている。また、忍野村は、住民及び事業者が実施する修景事業に対する助成を実施している。 |
| | ｸ)白糸ノ滝 | | ｸ)白糸ノ滝 | p. 267<br>修景整備状況について反映 | 富士宮市が中心となり、白糸ノ滝の風致景観を阻害する人工構造物を撤去し、景観の維持・再生を図るとともに、包括的な修景整備を行っている。また、歩経路を整備するとともに、展望場の整備や売店跡地の自然環境整備を行った。今後は、眺望視界を阻害する木の伐採や植樹、崖面保護、バリアフリー化を実施する。 |
| | ｹ)三保松原 | | | | |
| | | ①海岸景観の改善 | ①海岸景観の改善 | p. 268<br>消波堤の置き換え状況について反映 | 静岡県は、2014（平成 26）年度に、４基の消波堤を景観上配慮した施設（突堤）へ置き換え、養浜による対策を実施することを決定し、現在着手している。<br>また、清水海岸全体での侵食対策を検証し、対策の実施に当たっては、モニタリング項目の評価結果を踏まえ、毎年度、対策の効果・影響の検証を行い、順応的な計画の見直しにより対策を推進している。 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ②松林の保全 | ②松林の保全 | p. 270<br>保存活用計画の内容や保全状況について反映 | 静岡市が 2025 年（令和 7 年）●月に策定する名勝三保松原保存活用計画のなかで、各主体の実行計画が示されており、松林の保全についてもそれに則して進めていく。また、2019（令和元）年に設立された一般財団法人三保松原保全研究所は、官民の水平的協働のプラットフォームとなることを目指している。 |
| | | | ③周辺の道路の無電柱化 | ③周辺の道路の無電柱化 | p. 271<br>架空線の撤去完了を反映 | 三保松原周辺の景観改善の取り組みとして実施していた県道三保駒越線道路上空の横断架空線の撤去が完了し、現在は中長期的な対策として道路拡幅に併せた無電柱化を実施している。 |
| | | | ④来訪者・情報提供対策 | ④来訪者・情報提供対策 | p. 272<br>情報発信拠点の整備状況を反映 | 静岡市は、増加した来訪者による松への影響の軽減及び周辺環境を向上させる観点から、観光バスの通行抑制や観光バス駐車場の移転、公衆用トイレの整備等を実施してきた。2018（平成 30）年度には、三保松原文化創造センター「みほしるべ」を開設し、年中無休でボランティア活動にも対応するなど、松原保全の拠点となっている。 |
| (3) 資産の公開・活用 | ｲ. 各種事業の目的・概要 | | | | | |
| | | ｱ) 富士山総合学術調査の実施 | | ｱ) 富士山総合学術調査の実施 | p. 275<br>静岡県側の巡礼路調査状況を反映 | 山梨県は、富士山の総合的な調査・研究を実施し、関連資料の収集・把握・充実に努めており、調査研究の成果を活用した企画展や地域住民を対象とする公開発表会を開催するとともに、研究紀要『世界遺産　富士山』を刊行している。<br>静岡県は、巡礼路の現地踏査、資料調査等を計画的に進めており、須走口登山道及び大宮・村山口登山道については、調査報告書として調査結果を取りまとめた。現在、須山口・御殿場口登山道の調査結果を取りまとめており、2025（令和７）年度からは富士宮口登山道（大宮口新道）の調査を開始する予定である。 |
| | | ｴ) 富士吉田市歴史民俗博物館の周辺整備 | | ｴ) 富士吉田市歴史民俗博物館の周辺整備 | p. 278<br>情報公開施設の整備状況を反映 | 富士吉田市は、2023（令和 5）年にふじさんミュージアム周辺を「ふじさんミュージアムパーク」として整備し、ふじさんミュージアムに「ふじさん VR シアター」を導入した。今後も富士山信仰の変遷や富士北麓地域の御師町としての歴史について、旧外川家住宅の公開を通じ紹介するとともに、道の駅エリアと合わせて活用していく。 |
| | | ｵ) 公開施設の活用 | | | | |
| | | | ①富士山周辺施設等と連携した情報発信の実施 | ①富士山周辺施設等と連携した情報発信の実施 | p. 279<br>情報発信のための地元との連携状況について反映 | 静岡県では富士山の顕著な普遍的価値や保存管理の理解促進を図るため、富士山こどもの国や富士山かぐや姫ミュージアムなど近隣の博物館等６施設が連携した「富士山ネットワーク推進委員会」において情報発信を行っている。また、県と市町で連携して富士山世界遺産セミナーを開催し、富士山に関する研究の成果等を発表している。 |
| | | ｶ) 地域住民等との連携・普及活動 | | | | |
| | | | ①出前講座・説明会等の実施 | ①出前講座・説明会等の実施 | p. 280<br>富士山レンジャーの実施する学習会の実績を反映 | 富士山についての理解と関心を高め、世界遺産「富士山」を後世に継承する機運を高めるため、小・中・高等学校の授業のほか、各種団体からの依頼を受け、出前講座や説明会等を実施している。 |
| | | | ②県内大学の連携による単位互換授業の開催 | ②県内大学の連携による単位互換授業の開催 | p. 281<br>開催状況について反映 | 静岡県内の大学と県・市町等の連携組織である公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムでは、富士山をテーマとして複数の大学の学生が合同で受講する単位互換授業を、2014（平成 26）年度から実施しており、2024（令和６）年度は休講となったが、2025（令和７）年度以降の再開を目指し調整を進めている。 |
| | | | ④富士の国(ふじのくに)づくりキッズ･スタディ･プログラムの普及促進 | ④富士の国（ふじのくに）づくりキッズ・スタディ・プログラムの普及促進 | p. 283<br>実施状況について反映 | 子どもたちが「富士山を大切に」、「ふるさとを大切に」、「日本を大切に」思う気持ちを醸成するため、小学校６年生向けに開発した社会科指導用教材の普及を図る「富士の国（ふじのくに）づくりキッズ・スタディ・プログラム」を推進している。今後も、開発したインターネット版教材の活用など、国内への普及の促進を図る。 |
| | | ｷ) 国内外からの観光客への対応 | | | | |
| | | | ①国内外からの観光客への富士山環境保全意識の高揚 | ①国内外からの観光客への富士山環境保全意識の高揚 | p. 284<br>実施状況について反映 | 登山初心者や外国人登山者に環境負荷の軽減と安全登山に関する情報提供が必要であることから、多言語によるマナーガイドブック等を作成し、ホームページへ掲載している。また、レンジャー等によるマナー啓発や環境パトロールなどの実施を支援している。 |
| | | ｹ) ガイドの養成 | | ｹ) ガイドの養成 | p. 286<br>ガイド養成講座終了者数について反映 | 世界遺産「富士山」の顕著な普遍的価値及びその適切な保存管理について、来訪者の理解を深め、案内することができる「世界遺産ガイド」を設置し、2012（平成 24）年度から養成講座を実施している。 |
| | | ｺ) モデルコースの周知・ツアー造成 | | ｺ) モデルコースの周知・ツアー造成 | p. 287<br>実施主体を追加 | 富士山の顕著な普遍的価値である「信仰の対象」、「芸術の源泉」の２つの側面に対する理解を促進するため、複数のモデルコースの設定や構成資産を巡るツアー造成や、インターネットを通じた情報発信、海外旅行ガイドへの掲載の働きかけなど、幅広い理解促進を図るとともに、民間旅行会社によるツアー造成の定着を図っている。 |

※工程の年度変更のみは省略

<table>
<tr><th>目次</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>改正点</th></tr>
<tr>
<td>3. 行動計画の総括表<br><br>【参照　p. 290】</td>
<td>
<table>
<tr><th>保存管理及び保全に当たっての観点</th><th>事業名</th><th>事業主体</th><th>37. COM 8B. 29 勧告対応</th><th>詳細説明ページ</th></tr>
<tr><td rowspan="8">(1) 資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止</td><td colspan="4">ｱ. 開発・都市基盤施設の整備による影響への対応</td></tr>
<tr><td>ｵ) 富士山周辺地域の道路の無電柱化</td><td>国土交通省、山梨県・静岡県、市町村</td><td>h) 開発の制御</td><td>210</td></tr>
<tr><td colspan="4">ｴ. 来訪者及び観光による影響への対応</td></tr>
<tr><td colspan="4">ｳ) 混雑緩和のための対策</td></tr>
<tr><td>③ぐるり・富士山風景街道</td><td>国土交通省、山梨県・静岡県、市町村等</td><td>c) 来訪者管理戦略</td><td>241</td></tr>
<tr><td>④巡礼路を活用した周遊の推進</td><td>山梨県・静岡県、市町村、民間団体等</td><td>c) 来訪者管理戦略</td><td>242</td></tr>
<tr><td colspan="4">ｶ) 便益施設の整備</td></tr>
<tr><td>②御中道の標識整備・展望地の情報発信</td><td>環境省</td><td>c) 来訪者管理戦略</td><td>246</td></tr>
<tr><td>(3) 資産の公開・活用</td><td colspan="4">資産の公開・活用</td></tr>
<tr><td></td><td>ｺ) モデルコースの周知・ツアー造成</td><td>山梨県・静岡県</td><td>e) 情報提供戦略</td><td>278</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><th>保存管理及び保全に当たっての観点</th><th>事業名</th><th>事業主体</th><th>37. COM 8B. 29 勧告対応</th><th>詳細説明ページ</th></tr>
<tr><td rowspan="9">(1) 資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止</td><td colspan="4">ｱ. 開発・都市基盤施設の整備による影響への対応</td></tr>
<tr><td>ｵ) 修景整備に対する助成事業</td><td>忍野村</td><td>h) 開発の制御</td><td>212</td></tr>
<tr><td>ｶ) 富士山周辺地域の道路の無電柱化</td><td>国土交通省、山梨県・静岡県、市町村</td><td>h) 開発の制御</td><td>213</td></tr>
<tr><td>ｷ) 遺産影響評価マニュアルの施行</td><td>富士山世界文化遺産協議会</td><td>h) 開発の制御</td><td>214</td></tr>
<tr><td colspan="4">ｴ. 来訪者及び観光による影響への対応</td></tr>
<tr><td colspan="4">ｳ) 混雑緩和のための対策</td></tr>
<tr><td>③富士山１周サイクリングルート(フジイチ)</td><td>国土交通省、山梨県・静岡県、市町村等</td><td>c) 来訪者管理戦略</td><td>247</td></tr>
<tr><td>④巡礼路等を活用した周遊の推進</td><td>山梨県・静岡県、市町村、民間団体等</td><td>c) 来訪者管理戦略</td><td>248</td></tr>
<tr><td colspan="4">ｶ) 便益施設の整備</td></tr>
<tr><td>②富士山周辺展望地の情報発信</td><td>環境省</td><td>c) 来訪者管理戦略</td><td>252</td></tr>
<tr><td>(3) 資産の公開・活用</td><td colspan="4">資産の公開・活用</td></tr>
<tr><td></td><td>ｺ) モデルコースの周知・ツアー造成</td><td>山梨県・静岡県、市町村、民間団体等</td><td>e) 情報提供戦略</td><td>287</td></tr>
</table>
その他ページ番号の修正
</td>
<td>行動計画（第９章）の更新に伴う修正</td>
</tr>
<tr>
<td>【参照　p. 295】</td>
<td>
表 21　推薦資産が所在する県・市町村に関する計画
<table>
<tr><th>計画名称</th><th>主体</th><th>策定年等</th></tr>
<tr><td colspan="3">①総合計画</td></tr>
<tr><td>山中湖第４次長期総合計画</td><td>山中湖村</td><td>2010(平成 22)年５月策定</td></tr>
<tr><td>第五次富士市総合計画</td><td>富士市</td><td>2011(平成 23)年３月策定</td></tr>
<tr><td>第四次裾野市総合計画</td><td>裾野市</td><td>2011(平成 23)年３月策定</td></tr>
<tr><td colspan="3">③森林関係</td></tr>
<tr><td>地域森林計画（富士地域森林計画区）</td><td>静岡県</td><td>2019(令和元)年 12 月改定</td></tr>
<tr><td>地域森林計画（静岡地域森林計画区）</td><td>静岡県</td><td>2020(令和２)年１月策定</td></tr>
<tr><td>静岡県森林共生基本計画</td><td>静岡県</td><td>2018(平成 30)年３月改定</td></tr>
<tr><td colspan="3">④都市計画関係</td></tr>
<tr><td>富士吉田市都市計画マスタープラン</td><td>富士吉田市</td><td>2002(平成 14)年３月策定</td></tr>
<tr><td>富士市都市計画マスタープラン</td><td>富士市</td><td>2014(平成 26)年２月策定</td></tr>
<tr><td>御殿場市都市計画マスタープラン</td><td>御殿場市</td><td>2011(平成 23)年３月策定</td></tr>
<tr><td>裾野市都市計画マスタープラン</td><td>裾野市</td><td>2016(平成 28)年３月策定</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑤防災関係</td></tr>
<tr><td>富士吉田市地域防災計画</td><td>富士吉田市防災会議</td><td>2020(令和２)年２月改定</td></tr>
<tr><td>身延町地域防災計画</td><td>身延町防災会議</td><td>2019(平成 31)年３月改定</td></tr>
<tr><td>山中湖村地域防災計画</td><td>山中湖村防災会議</td><td>2015(平成 27)年３月改定</td></tr>
<tr><td>富士市地域防災計画</td><td>富士市防災会議</td><td>2020(令和２)年２月改定</td></tr>
<tr><td>御殿場市地域防災計画</td><td>御殿場市防災会議</td><td>2019(平成 31)年２月改定</td></tr>
<tr><td>裾野市地域防災計画</td><td>裾野市防災会議</td><td>2019(平成 31)年４月改定</td></tr>
</table>
</td>
<td>
表 21　構成資産が所在する県・市町村に関する計画
<table>
<tr><th>計画名称</th><th>主体</th><th>策定年等</th></tr>
<tr><td colspan="3">①総合計画</td></tr>
<tr><td>山中湖第５次長期総合計画</td><td>山中湖村</td><td>2020(令和２)年４月策定</td></tr>
<tr><td>第六次富士市総合計画</td><td>富士市</td><td>2022(令和４)年３月策定</td></tr>
<tr><td>第５次裾野市総合計画</td><td>裾野市</td><td>2021(令和３)年１月策定</td></tr>
<tr><td colspan="3">③森林関係</td></tr>
<tr><td>地域森林計画（富士地域森林計画区）</td><td>静岡県</td><td>2023(令和５)年 12 月改定</td></tr>
<tr><td>地域森林計画（静岡地域森林計画区）</td><td>静岡県</td><td>2023(令和５)年 12 月改定</td></tr>
<tr><td>静岡県森林共生基本計画</td><td>静岡県</td><td>2022(令和４)年３月改定</td></tr>
<tr><td colspan="3">④都市計画関係</td></tr>
<tr><td>富士吉田市都市計画マスタープラン</td><td>富士吉田市</td><td>2022(令和４)年３月改定</td></tr>
<tr><td>身延町都市計画マスタープラン</td><td>身延町</td><td>2024(令和６)年３月策定</td></tr>
<tr><td>第三次富士市都市計画マスタープラン</td><td>富士市</td><td>2024(令和６)年３月策定</td></tr>
<tr><td>御殿場市都市計画マスタープラン</td><td>御殿場市</td><td>2021(令和３)年３月改定</td></tr>
<tr><td>裾野市都市計画マスタープラン</td><td>裾野市</td><td>2021(令和３)年 10 月改定</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑤防災関係</td></tr>
<tr><td>富士吉田市地域防災計画</td><td>富士吉田市防災会議</td><td>2022(令和４)年３月改定</td></tr>
<tr><td>身延町地域防災計画</td><td>身延町防災会議</td><td>2021(令和３)年３月改定</td></tr>
<tr><td>山中湖村地域防災計画</td><td>山中湖村防災会議</td><td>2024(令和６)年２月改定</td></tr>
<tr><td>富士市地域防災計画</td><td>富士市防災会議</td><td>2024(令和６)年２月改定</td></tr>
<tr><td>御殿場市地域防災計画</td><td>御殿場市防災会議</td><td>2024(令和６)年２月改定</td></tr>
<tr><td>裾野市地域防災計画</td><td>裾野市防災会議</td><td>2024(令和６)年４月改定</td></tr>
</table>
</td>
<td>各種計画の更新に伴う修正</td>
</tr>
</table>

＜第 10 章　資産への影響及び施策の評価～経過観察の実施～＞

<table>
<tr><th>目次</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>改正点</th></tr>
<tr>
<td>2. 方法<br>(1)「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標<br><br>【参照　p. 289】</td>
<td>表 22　「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標
<table>
<tr><th colspan="2">資産及び周辺環境に対する負の影響</th><th>観察指標</th><th>指標の測定内容・手法</th><th>周期</th><th>観察記録主体</th></tr>
<tr><td>開発・都市基盤施設の整備による影響</td><td>1. 都市基盤の整備による影響</td><td>a)電線の地中化延長</td><td>電線の地中化の延長状況について把握する。</td><td>毎年</td><td>山梨県<br>静岡県</td></tr>
<tr><td>自然環境の変化</td><td>2. 酸性雨</td><td>b)大気汚染に係る環境基準達成率（二酸化硫黄、二酸化窒素）</td><td>大気の常時監視を行い、大気の二酸化硫黄、二酸化窒素含有量を測定する。</td><td>毎年</td><td>山梨県<br>静岡県</td></tr>
</table></td>
<td>表 22　「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標
<table>
<tr><th colspan="2">資産及び周辺環境に対する負の影響</th><th>観察指標</th><th>指標の測定内容・手法</th><th>周期</th><th>観察記録主体</th></tr>
<tr><td rowspan="2">開発・都市基盤施設の整備による影響</td><td rowspan="2">1. 都市基盤の整備による影響</td><td>a)電線の地中化延長</td><td>電線の地中化の延長状況について把握する。</td><td>毎年</td><td>山梨県<br>静岡県</td></tr>
<tr><td>b)遺産影響評価の実施</td><td>開発行為者より情報提供をうけた件数等について把握する。</td><td>毎年</td><td>山梨県<br>静岡県<br>市町村</td></tr>
<tr><td>自然環境の変化</td><td>2. 酸性雨</td><td>c)大気汚染に係る環境基準達成率（二酸化硫黄、二酸化窒素）</td><td>大気の常時監視を行い、大気の二酸化硫黄、二酸化窒素含有量を測定する。</td><td>毎年</td><td>山梨県<br>静岡県</td></tr>
</table>
※一部観察記録主体を修正<br>※以降の項番ズレ修正</td>
<td>遺産影響評価マニュアル導入に伴う追記</td>
</tr>
</table>

分冊

| 目次 | 改正項目 | 改正点 | 改正点 |
|---|---|---|---|
| 分冊－１ | 第１　文化財保護法に基づく関係計画概要<br>・名勝三保松原保存管理計画<br><br>第３　国有林野の管理経営に関する法律に基づく関係計画概要<br>・富士森林計画区地域管理経営計画 | 「名勝三保松原保存活用計画」策定に伴う変更<br><br>森林計画樹立に伴う変更 | 追記修正 |
| 分冊－２ | 第１　緩衝地帯における基準等<br>・景観法（富士宮市景観計画）に定める景観形成基準<br>・景観法（静岡市景観計画）に定める景観形成基準 | 記載文言の修正<br>記載文言の修正 | 字句修正<br>字句修正 |

## 「第３章　資産及びその周辺環境の現状・課題」掲載表の修正

表6　富士山への来訪者数の推移（7･8月における各登山口八合目登山者数）　　単位：人

| 年 | 現在の富士宮口登山道 | 現在の御殿場口登山道 | 須走口登山道 | 吉田口登山道 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2010（平成 22） | 78,614 | 9,845 | 48,196 | 184,320 | 320,975 |
| 2011（平成 23） | 72,441 | 15,758 | 40,179 | 165,038 | 293,416 |
| 2012（平成 24） | 77,755 | 15,462 | 35,577 | 189,771 | 318,565 |
| 2013（平成 25） | 76,784 | 17,709 | 36,508 | 179,720 | 310,721 |
| 2014（平成 26） | 57,054 | 15,503 | 29,109 | 141,996 | 243,662 |
| 2015（平成 27） | 51,453 | 14,296 | 21,431 | 117,267 | 204,447 |
| 2016（平成 28） | 52,393 | 14,136 | 18,487 | 131,579 | 216,595 |
| 2017（平成 29） | 60,701 | 17,060 | 20,041 | 150,609 | 248,411 |
| 2018（平成 30） | 18,828 | 11,408 | 23,896 | 135,457 | 189,589 |
| 2019（令和 1） | 47,219 | 10,745 | 17,443 | 129,903 | 205,310 |
| 2020（令和 2） | － | － | － | － | － |
| 2021（令和 3） | 9,911 | 5,974 | 5,711 | 45,279 | 66,875 |
| 2022（令和 4） | 36,964 | 10,578 | 9,887 | 78,660 | 136,089 |
| 2023（令和 5） | 43,401 | 13,939 | 16,058 | 119,460 | 192,858 |
| 2024（令和 6） | 45,975 | 11,822 | 19,092 | 99,091 | 175,980 |

※環境省八合目に設置された赤外線カウンターによる。ただし、2010 年（平成 22 年）には御殿場口登山道において 14 日間、2018 年（平成 30 年）には富士宮口登山道において 18 日間、2021 年（令和 3 年）には富士宮口登山道及び御殿場口登山道において長期間、2022 年（令和 4 年）には須走口登山道において5日間、御殿場口登山道において5日間、2024 年（令和 5 年）には、御殿場口登山道において 12 日間の欠落期間がある。

※2020 年（令和 2 年）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開山せず。

表7　富士山への来訪者数の推移（7･8月における各登山口五合目来訪者数）　　単位：人

| 年 | 現在の富士宮口登山道 | 現在の御殿場口登山道 | 須走口登山道 | 吉田口登山道（富士ｽﾊﾞﾙﾗｲﾝ） | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2009（平成 21） | 189,894 | 22,244 | 118,651 | 904,475 | 1,235,264 |
| 2010（平成 22） | 212,868 | 25,968 | 147,105 | 901,212 | 1,287,153 |
| 2011（平成 23） | 177,401 | 25,134 | 97,192 | 638,018 | 937,745 |
| 2012（平成 24） | 183,789 | 30,467 | 75,174 | 1,023,575 | 1,313,005 |
| 2013（平成 25） | 167,839 | 46,558 | 74,574 | 981,802 | 1,270,773 |
| 2014（平成 26） | 110,133 | 24,373 | 65,189 | 971,314 | 1,171,009 |
| 2015（平成 27） | 99,056 | 36,462 | 43,180 | 1,043,705 | 1,222,403 |
| 2016（平成 28） | 114,396 | 55,780 | 40,493 | 1,097,932 | 1,308,601 |
| 2017（平成 29） | 126,503 | 65,898 | 48,658 | 1,051,045 | 1,292,104 |
| 2018（平成 30） | 98,288 | 67,003 | 41,659 | 1,448,333 | 1,655,283 |
| 2019（令和 1） | 82,807 | 66,406 | 40,293 | 1,243,041 | 1,432,547 |
| 2020（令和 2） | － | － | － | 52,298 | 52,298 |
| 2021（令和 3） | 25,290 | 30,447 | 15,392 | 150,027 | 221,156 |
| 2022（令和 4） | 39,994 | 54,658 | 25,388 | 412,963 | 533,003 |
| 2023（令和 5） | 18,597 | 62,157 | 27,319 | 496,817 | 604,890 |

※山梨県観光企画課、富士宮市観光協会、御殿場市観光交流課、小山町商工観光課の統計による。なお、吉田口登山道の 2010 年（平成 22 年）以降の数値の算出方法は、調査手法の改定に伴い、2009 年（平成 21 年）以前の数値の算出方法とは異なる。

※2020 年（令和 2 年）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、静岡県側の五合目までの県道を通行止めとした（富士スバルラインを除く）。

※2023 年（令和 5 年）は、富士宮口登山道五合目に欠測期間あり。

表8　主な構成資産の来訪者数の推移（年間）　　単位：人

| 年 | 西湖・精進湖・本栖湖周辺 | 富士山本宮浅間大社周辺 | 山中湖・忍野八海周辺 | 富士吉田・河口湖・三つ峠周辺 | 白糸ノ滝 | 三保松原 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2009（平成 21） | 3,453,929 | 1,381,385 | 3,663,506 | 6,334,873 | 484,248 | 713,104 |
| 2010（平成 22） | 1,780,097 | 1,341,505 | 834,482 | 4,693,954 | 443,841 | 578,536 |
| 2011（平成 23） | 1,759,018 | 1,419,590 | 722,293 | 4,310,978 | 379,068 | 633,757 |
| 2012（平成 24） | 1,845,813 | 1,513,223 | 799,648 | 5,159,333 | 353,888 | 625,026 |
| 2013（平成 25） | 2,247,081 | 1,619,000 | 906,026 | 5,760,806 | 437,635 | 1,564,788 |
| 2014（平成 26） | 2,161,462 | 1,452,995 | 896,562 | 5,852,708 | 548,627 | 1,013,220 |
| 2015（平成 27） | 2,175,052 | 1,345,562 | 890,294 | 5,697,638 | 494,261 | 767,799 |
| 2016（平成 28） | 2,171,061 | 1,364,648 | 943,217 | 5,937,027 | 477,387 | 865,045 |
| 2017（平成 29） | 2,210,107 | 1,564,477 | 904,365 | 6,158,445 | 500,478 | 729,595 |
| 2018（平成 30） | 2,302,791 | 1,874,734 | 1,038,036 | 7,685,984 | 502,315 | 620,251 |
| 2019（令和 1） | 2,113,169 | 1,725,515 | 1,004,485 | 7,490,464 | 369,261 | 677,169 |
| 2020（令和 2） | 1,092,273 | 765,067 | 502,358 | 3,421,196 | 359,601 | 322,643 |
| 2021（令和 3） | 1,024,076 | 1,075,828 | 492,587 | 3,497,820 | 339,355 | 253,302 |
| 2022（令和 4） | 1,437,638 | 1,272,147 | 821,414 | 6,016,186 | 420,238 | 423,100 |
| 2023（令和 5） | 1,617,626 | 1,461,169 | 657,243 | 6,948,085 | 441,547 | 500,462 |

※山梨県観光文化・スポーツ総務課、富士宮市観光協会、静岡市歴史文化課の統計結果による。なお、「西湖・精進湖・本栖湖周辺」、「山中湖・忍野八海周辺」及び「富士吉田・河口湖・三つ峠周辺」の 2010 年（平成 22 年）以降の数値の算出方法は、調査手法の改定に伴い、2009 年（平成 21 年）以前の算出方法とは異なる。また、2010 年（平成 22 年）のみ、2010 年（平成 22 年）4月から 2011 年（平成 23 年）3月までの数値となっている。また、「富士山本宮浅間大社周辺」、「白糸ノ滝」、「三保松原」については、いずれの年も当該年4月から翌年3月までの数値となっている。

表9　富士山のマイカー規制期間の推移

| 年 | 富士山スカイライン（富士宮口） | ふじあざみライン（須走口） | 富士スバルライン（吉田口） |
|---|---|---|---|
| 2010（平成 22） | 17日間 | 7日間 | 12 日間 |
| 2011（平成 23） | 26 日間 | 26 日間 | 15 日間 |
| 2012（平成 24） | 34 日間 | 34 日間 | 15 日間 |
| 2013（平成 25） | 52 日間 | 37 日間 | 31 日間 |
| 2014（平成 26） | 63 日間 | 40 日間 | 53 日間 |
| 2015（平成 27） | 63 日間 | 47 日間 | 53 日間 |
| 2016（平成 28） | 65 日間 | 63 日間 | 53 日間 |
| 2017（平成 29） | 63 日間 | 63 日間 | 63 日間 |
| 2018（平成 30） | 63 日間 | 63 日間 | 53 日間 |
| 2019（令和 1） | 63 日間 | 63 日間 | 63 日間 |
| 2020（令和 2） | － | － | － |
| 2021（令和 3） | 63 日間 | 63 日間 | 43 日間 |
| 2022（令和 4） | 64 日間 | 48 日間 | 48 日間 |
| 2023（令和 5） | 63 日間 | 51 日間 | 59 日間 |
| 2024（令和 6） | 63 日間 | 63 日間 | 68 日間 |

※富士山スカイラインでは 2014 年（平成 26 年）、ふじあざみラインでは 2016 年（平成 28 年）及び富士スバルラインでは 2017 年（平成 29 年）から、開山期間中の全日、マイカー規制を実施している。

※2020 年（令和 2 年）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開山しなかったことに伴い実施せず。